議題５　（委員会決裁事項（規則第３条第１号））

府立支援学校における令和７年度使用教科用図書の採択について

標記について、府立支援学校が選定した教科用図書を次のとおりすべて採択する。

令和６年８月26日

大阪府教育委員会

〈参　考〉

　［根拠規定］

　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抄）

　　第14条　義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で

定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同

一の教科用図書を採択するものとする。

　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抄）

　　第14条　義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科

用図書を使用する年度の前年度の８月31日までに行わなければならない。

　　　 ２ ９月１日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じ

たときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

　　第15条　法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第９条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、４年とする。

５－１